令和９・10年度名護市入札参加資格審査申請要領

【測量及び建設コンサルタント等業務】

１　業種区分

申請に係る業種区分は次のとおりとなっています。登録は、部門ごととなります。登録希望の数に上限はありません。

大分類	部門
測量	測量一般
建築関係コンサルタント	建築設計、建築設計Ｂ（※）、工事監理業務（※）、設備設計
土木関係コンサルタント	土木設計、土木設計Ｂ（※）、現場技術業務（※）
地質調査業務	地質探査
磁気探査	磁気調査
補償コンサルタント	土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償
登記手続	登記手続等
調査業務	環境関係調査、その他調査

（※）「建築設計Ｂ」と「工事監理業務」は発注の便宜上分かれているので、「建築設計」を希望する事業者は「建築設計Ｂ」と「工事監理業務」も希望してください。

（※）「土木設計Ｂ」と「現場技術業務」は発注の便宜上分かれているので、「土木設計」を希望する事業者は「土木設計Ｂ」と「現場技術業務」も希望してください。

２　入札参加資格要件

名護市が発注する案件の入札に参加することができる事業者は、次のすべての要件を満たしている者とする。

(1) 営業を開始して１年以上（※）の者であること。（令和９年３月31日時点）

(2) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ない者でないこと。

(3) 健康保険及び厚生年金保険に加入していること。（個人事業者で、従業員が４人以下のため適用が除外されている場合を除く。）

(4) 雇用保険に加入していること。（適用が除外されている場合を除く。）

(5) 代表者及び法人（営業所含む。）に名護市市民税等の滞納がないこと。

① 市県民税（特別徴収・普通徴収）

② 法人市民税

③ 固定資産税

④ 国民健康保険税（該当者のみ）

(6) 調査業務を除く７業種については、登録を希望する業種（大分類）ごとに「資格区分コード表（測量及び建設コンサルタント等業務)」の業種区分に応じた技術者１人以上が常勤で所属していること。なお、他業者との重複登録は認められません。
(7) 申請する業種（大分類）において過去２年間（令和８年11月30日時点）に業務実績があること。(業務実績には公共又は民間、元請け又は下請けも含む。)
(8) 経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(9) 名護市暴力団排除条例（平成23年条例第７号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団員と密接に関係を有する者ではないこと。
(10) 労働安全衛生法に定める健康診断を実施していること。
(11) 測量業務、建築関係コンサルタント業務（建築設計)、登記手続業務及び補償関係コンサルタント業務（不動産鑑定）を申請する者は、次の要件まで満たしていること。
① 測量業務を希望する者は、測量法第55条の５の規定による登録を受けていること。
② 建築関係コンサルタント業務中、建築設計を希望する者は、建築士法第23条の３の規定による登録を受けていること。
③ 登記手続業務を希望する者は、土地家屋調査士法第８条の規定による登録を受けていること。
④ 補償関係コンサルタント業務中、不動産鑑定を希望する者は、不動産の鑑定評価に関する法律第24条の登録を受けていること。

３ 事務所の要件

申請する事業者の事務所（登録する営業所を含む。）は、次の要件を満たしていること。
(1) 契約、見積、入札等について実質的な業務が行えること。
(2) 看板及び建築士法又は測量法等で定める標識が設置され、かつ、机等の備品類、電話、コピー機、パソコン等の事務機器類等を備え、居住部分とは明確に区分された事務所として営業の実態が確認できること。
(3) 本市からの問い合わせ等について対応できる従業員が常駐していること。
(4) 事務所の建物が建築基準法等の法令等に違反していないこと。

※条件を満たさないと認められるものの例
・申請された事務所が単なる住居で、営業の実態を確認できない。
・申請された電話番号では連絡が取れない、又は転送により別の事務所に繋がる。
・複数の事業所（名護市建設工事等入札参加資格者等）が同じ事務所内にて明確な区分なく営業を行っている。

４ 登録の取消し等

入札参加資格審査を申請した者が、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、資格の登録を行わない、又は資格の登録を取り消すことがあります。
(1) 入札参加資格審査申請書若しくは添付書類の重要な事項について虚偽の記載をし、又は重要な事実について記載しなかったとき。
(2) 事務所の実態調査に応じないとき、又は調査の結果、事務所に実態がないと判明したとき。
(3) 審査の過程又は審査の結果で、入札参加資格を与える者として不適当であることが判明したとき。

(4) 提出書類に記載不備があり、その補正の要求に応じないとき。
(5) 現状確認のため必要な調査の協力を求めたにもかかわらず、その要求に応じないとき。
(6) 申請した内容に変更があったにもかかわらず、その変更を届け出ないとき。
(7) 登録に必要な条件や要件を満たさなくなったと認められるとき。

5　その他

(1) 登録後、申請内容の変更（特に技術者の増減等）が生じた場合は、速やかに変更届出書を提出すること。
(2) 資格審査時及び資格審査合格後に、事務所の実態調査を行う場合がありますので、ご協力をお願いします。
(3) 令和10年４月以降の追加申請は令和９年12月に実施する予定です。

6　申請方法

令和９・10年度の入札参加資格審査申請から「CYDEEN 申請受付システム」を使用してオンライン申請をしてください。

受付期間	令和８年 12 月１日（火）から 12 月 25 日（金）まで
システム稼働時間	8：30 から 21：00 まで（土日祝日除く）

申請受付システムは、入札参加資格審査申請の情報が掲載されているホームページにリンクが掲載されていますので、そちらからアクセスしてください。
申請受付システムの操作方法等の資料もホームページに掲載されていますので、参照してください。
名護市ホームページ：https://www.city.nago.okinawa.jp/kurashi/2026092900019/

7　提出書類

提出書類は、別紙「提出書類一覧」を確認してください。

8　変更手続き

登録後、申請内容の変更（特に技術者の増減等）が生じた場合は、速やかに「CYDEEN 申請受付システム」で変更手続きをしてください。

9　電子入札の導入について

本市では、令和９年５月から測量及び建設コンサルタント等業務の案件を電子入札により発注します。（見積合わせなどの随意契約は、これまでと同じく紙で発注します。）
令和８年12月７日（月）の説明会及び後日ホームページにおいて詳細を説明しますが、電子入札参加のためのＩＣカード等の準備及び電子入札システムへの利用者登録について、ご協力をお願いいたします。

10　問い合わせ先

〒905-8540　沖縄県名護市港一丁目１番１号
名護市 総務部　工事契約検査課
電話：0980-53-1212（内線255・189）
メール：sinsei@city.nago.lg.jp